

様式第17 (第42条関係) (第四面及び第五面)

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第2号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明

データ連携システムの目的、概要に関する説明	
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年 月 日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	

(2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表

公表媒体（文書等）の名称	
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明	

(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保

経営の安定性の確保に関する説明	
経営資源の確保に関する説明	

注) (1)~(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。

備考. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。